

# 防府市生活支援体制整備事業実施要綱

平成28年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の

45第2項第5号に規定する事業を実施することにより、生活支援・介護予防サービスの充実を図るとともに、地域における支え合いの体制づくりを推進することを目的とする。

(生活支援コーディネーター)

第2条 市は、地域における高齢者の生活支援体制の整備を推進するため、次の各号に掲げる業務・取組（以下「コーディネート業務」という。）を総合的に実施する生活支援コーディネーターを地域の実情に応じて配置し、又はそのコーディネート業務を委託することができる。

- (1) 地域の高齢者支援ニーズ及び資源の把握、問題提起
  - (2) 生活支援・介護予防サービスの資源開発
  - (3) 関係者間のネットワーク化・連携・協働の体制づくり
  - (4) 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング
- 2 生活支援コーディネーターは、地域における助け合い及び生活支援サービスの提供実績のある者又は中間支援を行う団体等であって、市や地域包括支援センターと連携して活動し、地域でのコーディネート業務を適切に行うことができ、個人や所属する団体等の利益によることなく、地域の公益的活動の視点及び公平中立な視点を有するものとする。
- 3 生活支援コーディネーターのうち、市全域において活動する者を「第1層コーディネーター」、市の各日常生活圏域において活動する者を「第2層コーディネーター」とする。

(役割・いきがい支援コーディネーター)

第2条の2 市は、地域における高齢者が役割を持ち社会参加することができる体制を整備するため、次の各号に掲げる業務・取組を総合的に実施する役割・いきがい支援コーディネーターを地域の実情に応じて配置し、又はその業務を委託することができる。

- (1) 活動の場創出

(2) 高齢者一人ひとりの特性や希望に合った活動の場のマッチング  
(高齢者と民間企業・団体等のマッチング)

(3) 関係者との連携・協働体制構築

(4) その他高齢者が役割を持ち社会参加するために必要な活動

2 役割・いきがい支援コーディネーターは、地域の産業と高齢者の自立支援の考え方に精通している者又は中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート業務を適切に担うことができる者とする。

(協議体)

第3条 第2条に規定するコーディネート業務を行うに当たり、次の各号に掲げる事項を所掌する協議体を設置し、生活支援コーディネーターが中心となってその運営を行う。ただし、生活支援コーディネーターを配置する前の地域については、市が協議体を運営し、又はその運営を委託することができる。

(1) コーディネーターの組織的な補完

(2) 地域ニーズの把握と情報の可視化を推進する場

(3) 企画、立案及び方針策定を行う場(生活支援等サービスの担い手養成に関する企画等も含む)

(4) 地域づくりにおける意識統一の場

(5) 多様な関係団体間の情報交換、働きかけの場

2 協議体のうち、市全域を対象とするものを「第1層協議体」、市の各日常生活圏域を対象とするものを「第2層協議体」とする。

3 必要に応じて、協議体の準備段階として勉強会、準備会等を設置することができる。

(第1層協議体の名称)

第4条 第1層協議体の名称は、防府市高齢者生活支援協議会(以下「協議会」という。)とする。

(協議会の組織)

第5条 協議会の委員は、20人以内で組織し、委員は、次の各号に掲げる者の内から、市長が依頼する。

(1) 住民で組織する団体の代表者

(2) 民間関連事業者

- (3) 市民活動団体の代表者
  - (4) 福祉団体の関係者
  - (5) 行政機関の職員
  - (6) 生活支援コーディネーター
  - (7) 役割・いきがい支援コーディネーター
  - (8) その他市長が必要と認める者
- (協議会の会長)

第6条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の運営)

第7条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席又は資料等の提出を求めることができる。

(委員の任期)

第8条 協議会の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(協議会の庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。

(第2層協議体)

第10条 第2層協議体は、第2層コーディネーター、地域住民、地縁組織、地域包括支援センター、地域において生活支援サービス等を提供する事業者、その他関係団体等が地域の実情に応じて参画するものとし、圏域別地域ケア会議など既存の会議体の利用も可能とする。

(守秘義務)

第11条 生活支援コーディネーター、役割・いきがい支援コーディネーター及び協議体の会議に出席した関係者等は、この事業を通じて知り得た個人の秘密に関する事項について、他に漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。